札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る 「集中対策期間」再延長に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し 上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和2年11月7日から12月11日までの期間を「集中対策期間」として、道民に対する行動変容及びすすきの地区における営業時間短縮等の協力要請を行っているところです。

しかしながら、道内の感染状況が収束に至っていないことから、このたび、北海道が「集中対策期間」を令和3年1月15日まで延長することを決定いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な 状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項に ついて、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要(札幌市内における要請内容)

	令和2年11月26日付け要請(前回)	令和2年12月10日付け要請(今回)
対策期間	令和2年11月28日(土)	令和 2 年 12 月 12 日 (土)
	~同年 12 月 11 日 (金)	<u>~令和3年1月15日(金)</u>
		【以下(※)の措置は令和2年
		12月25日(金)まで】
市民・滞	・感染リスクを回避できない場	・感染リスクを回避できない場
在してい	合、不要不急の外出及び市外と	合、不要不急の外出及び市外と
る方	の不要不急の往来の自粛	の不要不急の往来の自粛(※)
		・ <u>自宅を含む飲食の場面におけ</u>
		る5人以上や2時間を超える
		長時間の飲食の自粛(同居者の
		<u>みの場合除く)</u>
	・体調が悪い場合の外出自粛	・体調が悪い場合の外出自粛
	・新北海道スタイルの実践を宣	・新北海道スタイルの実践を宣
	言している店舗等の利用	言している店舗等の利用
	・テレワークや時差出勤などの	・テレワークや時差出勤などの
	より一層の徹底	より一層の徹底
	・国の接触確認アプリや道のコ	・国の接触確認アプリや道のコ
	ロナ通知システムの徹底した	ロナ通知システムの徹底した

. <u></u>		
	活用	活用
	・市内の接待を伴う飲食店注1の	・市内の接待を伴う飲食店注1の
	利用自粛	利用自粛 (※)
	・すすきの地区注2における 22 時	・すすきの地区 ^{注 2} における 22 時
	から翌5時まで、酒類を提供す	から翌5時まで、酒類を提供す
	る施設の利用自粛	る施設の利用自粛 (※)
事業者	・市内の接待を伴う飲食店注1に	・市内の接待を伴う飲食店 ^{注1} に
	対する休業	対する休業(※)
	・すすきの地区 ^{注2} の酒類提供を	・すすきの地区 ^{注 2} の酒類提供を
	行う施設に対する営業時間等	行う施設に対する営業時間等
	の短縮	の短縮(※)
	・新北海道スタイル、感染防止対	・ 業種別ガイドラインや 新北海
	策の再確認と徹底	道スタイル <u>など</u> 、 <u>店舗における</u>
		感染防止対策の再確認と徹底
		・年末年始における挨拶回りの
		自粛
		・休憩場所や食事場所など、職場
		での感染リスクが高い場所の

注1: 風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

注2: 南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域

(狸小路については、1丁目から7丁目までのアーケードに面する店舗)

2 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、集中対策期間内、以下(1)~(9)について、 取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたしま す。

(1) 年末年始における対応について

札幌市内の事業者におかれましては、感染拡大防止の観点から、<u>今年の年</u> 末年始における挨拶回りについては自粛いただくとともに、<u>年末年始の前後</u> に休暇を取得するよう従業員へ促すなど、休暇時期の分散へのご協力をお願 いいたします。

(2) 感染リスクを回避できない場合の自粛要請【令和2年12月25日まで】

札幌市内で、感染リスクを回避できない場合におかれましては、不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

とりわけ、国における Go To トラベル事業の対象から、札幌市が除外されたことなどを踏まえ、市外との往来については、改めてその必要性を慎重にご判断いただくようお願いいたします。

【感染リスクを回避できない場合の例】

- ・新北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- ・密閉された屋内における人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- ・飲食の場における大人数(例えば 5 人以上)の集まり、マスクをしない大声での会話、2 時間を超える長時間の飲食

(3) 市内における接待を伴う飲食店の休業要請及びすすきの地区における営業時間等の短縮協力要請【令和2年12月25日まで】

市内における接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)の休業要請及びすすきの地区における営業時間等の短縮協力要請について、期間が延長されました。

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへの お願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

(4) 新北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる新北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、新北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページ に掲載されていますのでご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm)

(5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL:https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、 以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

(URL: https://corona.go.jp/)

(6) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ (COCOA) の徹底した活用 「北海道コロナ通知システム」(北海道) や、新型コロナウイルス接触確認 アプリ「COCOA」(厚生労働省) の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム(北海道ホームページ)】

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(7) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国(厚生労働省)のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07. html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/kvugvoshienkin.html)

(8) 年末年始に開催予定のイベントなどへの対応について

年末年始にイベントの開催を予定している主催者等につきましては、感染防止の観点を踏まえ、慎重にその開催を判断いただきますようお願いいたします。

(9) その他

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、事業者及び従業員の皆様におかれましては、以下ア〜シについて、特に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ア 家族以外との会食は、なるべく控えること。
- イ 必要な場合でも、4人以内の少人数での会食にとどめること。
- ウ 外出や会食等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、 大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける、2 時間以上に及ぶ飲食 は控える等の感染対策を行うこと。
- エ <u>春の緊急事態宣言下における状況と同様に、在宅勤務(テレワーク)、時</u> 差出勤をより一層徹底すること。
- オ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤させないこと。
- カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。
- キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。
- ク 新北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用 を自粛すること。
- ケ 札幌市内の接待を伴う飲食店の利用を控えること。【令和 2 年 12 月 25 日 まで】
- コ 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域(狸小路については、1丁目から狸小路7丁目までのアーケードに面する店舗)において、22時から翌日5時まで、酒類を提供する施設の利用を控えること。【令和2年12月25日まで】
- サ <u>休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。</u>
- シ 帰省や旅行、年末年始の知人への直接の挨拶については、できるだけ控 <u>え、テレビ電話等オンラインを活用すること。また、この機会に家の近く</u> で、屋外の冬の遊びを楽しむなどして過ごすこと。
- 3 **忘年会・新年会、クリスマス、年越し、初詣等年末年始のイベントについて** 年末年始の各イベントを迎えるにあたって、事業者の皆さまにおかれまして は、以下の事項について、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
 - (1) オンラインなど新しい楽しみ方や開催方法について検討すること。
 - (2) 同居の家族以外との飲食は、4人以内の少人数かつ2時間以内とすること。
 - (3) 回し飲みや箸の共用は避け、大皿料理やなべ料理は事前に取り分けること。
 - (4) 外で飲食をする場合、BGM が静かな店舗など、大声を出さずに会話できる環境にある、新北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されている店舗を選択し、複数店舗を利用せずに、1次会で帰宅すること。
 - (5) 飲酒後は大声になりやすいので、帰りの交通機関等での会話は控えること。

4 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道) 警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホーム ページをご確認ください。 (URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等(札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場において注意すべき事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL: http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/poster_office_covid-19.pdf) また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL: http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

■すすきの地区における営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ お問い合わせ専用ダイヤル Tm.0570-200-105

<受付時間>

令和2年12月28日まで 全日8:45~17:15

令和3年1月4日~2月26日まで 平日8:45~17:15(土日祝除く)

- ■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ 札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TE 011-632-4567
- ■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談 事業者向けワンストップ相談窓口 Tm.011-231-0568

<受付時間>

平日9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く) ※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 TEL011-211-2352